令和7年度 事務事業評価シート(1)

「令和6年度事務事業]

[[[[[[[[[[[[[[[[
一般会計		A 一般事務事業								
事務事業名	権利擁護事業		事業番号	011-051						
担当部署名	健康福祉	局	長寿社会	部	長寿支	援	課			

						I. 基本情	報							
	事	業の位置	付け											
			施策	有·無	戦略	戦略 2.人生100年時代の健康・福祉 〜Well – being〜 施策 (3) 市民の参加と協働による地域福								
		堺市基本	との 関連	有	取組の方向性	方向性 ②権利擁護支援体制の強化								
		計画2025	寄与	有·無	指標名									
			する KPI	無	現状値	_		目標値		_	_			
	1				ゴール	_		ターゲット —						
		堺市SDGs との 関連 無		無	取組		_							
		未来都市 計画	寄与	有·無	指標名	票名								
			する KPI	無	現状値	_		目標値		_				
	2	第4次堺市地域福祉計画、第5次堺市障害者計画、第7期堺市障害福祉計画、第10次堺市高齢者保健福祉計 堺市介護保険事業計画、堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画								止計画、第9期				
	З	事業開始年	₣度			平成 25 年度	点	 美対象年度		令和 7 年度				
	4	実施根拠				後見制度の利用の促進に関する法律、介護 る法律	保険法、老	人福祉法、知的	障害者	「福祉法、精神保健及び精	神障害者福祉			
	事	業の概要												
	5	事業の実施	主体		本庁、	本庁、堺市社会福祉協議会								
	6	事業の対象	Ŕ		認知症 援機関	E、知的障害、精神障害等により判断能力だ など。	が十分でない	い方々やその親族	友、支	対象数 -	単位 -			
	7	地域の相談機関等に対する専門相談・支援や成年後見制度の利用促進、市民後見人の養成を行うことで、市民の権利技を図る。また、今後も同センターが中核となって、地域の支援力を高め、高齢の方も、障害のある方も、すべての人が住み慣れ域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域の構築をめざす。												
	8	事業内容			・権利 利擁護 ・虐待 援 ・市民 支援	擁護(虐待・成年後見制度を含む。)に関 擁護支援に関する専門相談・専門支援、法 貸サポートセンターの相談支援員による相談支 対応等に関する支援、各区保健福祉総合t 後見人の養成及び活動支援、市民後見人 擁護サポートセンター運営委員会及び小委員	律職(弁記を援、成年後 を援、成年後 エンター、基連 養成講座の	養士・司法書士 後見制度の申立 幹型・地域包括 の実施、市民後見)と福祉 支援、(支援セン 見人バン	上職(社会福祉士)による 責務整理等の専門支援の記 ンター、障害者虐待対応チ ・クの設置運営、受任調整、	問整 ・−ム等への支			
		※国・府の基 した内容		上回って										
	9	主な支出党	t		社会福	晶祉法人 堺市社会福祉協議会								
	10	公民連携・は	協働事業	ŧ										

	Ⅱ.事業目的の達成状況										
事	事業の成果や活動実績の測定										
	成果指標	単位			績	目標	目標 点検対象年度				
		712	/	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度				
			目標値	95	100	105	105				
	市民後見人のバンク登録者総数	件	実績値	82	85						
11			達成率	86%	85%						
	当該指標を選定した理由	権利擁	は制を把握するため。								
	目標値の設定根拠・算出方法	過去実績									
	活動指標	単位		実	績	目標					
		中亚		令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			目標値	380	380	380					
	権利擁護の相談支援件数	件	実績値	316	335						
12			達成率	83%	88%						
	当該指標を選定した理由	相談支援件数を経年比較することで、権利擁護支援の活動状況を把握するため。									
	目標値の設定根拠・算出方法	相談支持	援という性質上、	目標値の増加設定は困難	であるが、過去実績に基づ	づき、目標値を設定					

令和7年度 事務事業評価シート(2)

 事務事業名
 権利擁護事業
 011-051

Ⅲ. 投入量

令和5年度

令和4年度

R7 予算

※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。

令和6年度

R7 予算

(単位:千円)

令和7年度

				決算		決算		当初-	当初予算		決算		当初	予算
	事	事業費 (a)		39,166		40,375		45,136			4	13,647	47,317	
		国支出金		1	3,505	14,316		14,062		16,804		14,602		
1	3 貝	財府支出金		6,932		6,970		6,979		8,402		7,371		
	源	源 市債		0		0		0			0		0	
	P	内 その他 (第一号被保険者保険料等)	15,079		15,079	15,452		24,095			10,038		25,344	
	副	尺 受益者負担金(使用料、手数料等)	0		0	0		0		0		0		
		一般財源	3,650		3,650	3,637		0			8,403		0	
1	4 ノ	人件費 (b)		2,460		2,430		2,430			2,430		2,520	
1	5 年間経費 (c)=(a)+(b)		41,626		11,626	42,805		47,566			46,077		49,837	
Ę	事業	費の内訳											(単位	ነ : 千円)
		項目	年	度	事業費	うち 一般財源		項	目		年	度	事業費	うち 一般財源
		普通旅費	R6	決算	16									
				八开	10	0					R6	決算		
			R7	予算	26	0					R6 R7	決算 予算		
	3	事 権利擁護サポートセンター運営業務	R7 R6											
1	当	権利擁護サポートセンター運営業務 委託料		予算	26	0				_	R7	予算		
1	第6 章	を 権利擁護サポートセンター運営業務 委託料	R6	予算 決算	26 34,395	0 8,403					R7 R6	予算 決算		
1	6 費	権利擁護サポートセンター運営業務 委託料 日常生活自立支援事業補助金	R6 R7	予算 決算 予算	26 34,395 37,085	0 8,403 0 0				-	R7 R6 R7	予算 決算 予算		
1	第6 章	権利擁護サポートセンター運営業務 委託料 日常生活自立支援事業補助金	R6 R7 R6	予算 決算 予算 決算	26 34,395 37,085 9,236	0 8,403 0 0				-	R7 R6 R7 R6	予算 決算 予算 決算		
1	6 費	権利擁護サポートセンター運営業務 委託料 日常生活自立支援事業補助金	R6 R7 R6 R7	予算 決算 決算 予算	26 34,395 37,085 9,236	0 8,403 0 0				_	R7 R6 R7 R6 R7	予算決算予算		
1	6 費	権利擁護サポートセンター運営業務 委託料 日常生活自立支援事業補助金	R6 R7 R6 R7 R6	予算決算決算決算	26 34,395 37,085 9,236	0 8,403 0 0					R7 R6 R7 R6 R7 R6	予算決算決算決算決算		

IV. 事業の効率性

単位当たり経費

事業コスト

項

		J-1-3-2					
		区分	単位	令和5年度	令和6年度		
	1	権利擁護の相談支援件数	件	316	335		
L7	2	上記①にかかる年間経費	千円	2,533	2,106		
	3	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	8,016	6,287		
	·	算出についての説明等 権利擁護に関する相談支援のうち、4	☆謹十等∧の専門相談	&事業に要した経費から質出			

V. 評価

費用対効果に係る所見

昨年度と比較して、単位当たり経費は減少している。要因としては、権利擁護サポートセンターの職員による相談支援件数は増加しているが、経費が必要となる 弁護士や司法書士等による専門相談の件数は、概ね例年通りとなったことが考えられる。今後も、専門相談の知見等を得ることで、センターや各相談機関におい て、相談対応のノウハウ等が集積され、対応力の向上に繋がるものと考えられる。

※日常生活自立支援事業の実施にあたり、別途「社会福祉協議会社会福祉事業実施補助金」から人件費相当額として82,424千円を補助している。

KPI等への寄与(基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか)

成年後見制度利用の必要性が高くなる認知症高齢者等の増加が今後も見込まれている中、権利擁護サポートセンターでは、国が策定する成年後見制度利用 促進基本計画における中核機関として求められる機能(親族後見人支援、法人後見支援等)の整備を進めている。また、関係機関や団体等と権利擁護の 地域連携ネットワークを構築し、相談機関等に対する専門相談支援や成年後見制度の利用促進、市民後見人の養成等を行うことで、堺市における権利擁護 の支援体制の強化・推進に寄与している。